香川大学農学部後援会規約

第１条　本会は、香川大学農学部後援会と称する。

第２条　本会の事務所は、木田郡三木町池戸 2393 番地に置く。

第３条　本会は、在学生の家族と農学部との連絡を密にすると共に、学生の勉学活動、課外活動及び就職活動を支援することを目的とする。

第４条　本会は、次の会員をもって組織する。
一　正会員　農学部学生（編入学生を含む。）及び大学院生の保護者
二　特別会員　農学部の教職員
三　賛助会員　本会の事業を賛助する者

第５条　本会に正会員として入会しようとする者は、会費を納入しなければならない。
２ 農学部学生及び大学院生が学籍を失った場合、正会員は退会したものとみなす。

第６条　本会に、次の役員を置く。
一　理　事　　保護者側各学年２名及び大学院１名、農学部側６名
二　監　事　　２名
２　前項第１号役員のうち、保護者側理事は、役員会において当該学年の正会員のうちから選任し、総会へ報告する。農学部側理事中１名は農学部長をもって充て、その他は特別会員のうちから選任する。
３　第１項第２号役員は、役員会において正会員のうちから選出し、総会へ報告する。
４　第２項で選出された理事のうち、保護者側理事の互選により、会長１名、副会長２名を選出するものとする。

第７条　会長は、会務を総括し、本会を代表する。
２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代理する。
３　理事は、会務を処理する。
４　監事は、会計を監査する。

第８条　会長、副会長、保護者側理事及び監事の任期は、その学生の在学期間とする。
２　農学部側理事の任期は、１年とし、再任を妨げない。

第９条　本会に、役員会及び総会を置く。

第 10 条　役員会は、随時これを開く。
２　役員会は、本会の重要会務を審議するものとし、その事項は次の各号に掲げるものとする。
(1) 事業計画及び報告に関する事項
(2) 予算及び決算に関する事項
(3) 規約等の改正に関する事項
(4) 役員の選任及び解任に関する事項
(5) その他本会の運営に関する重要事項
３　役員会は、役員の過半数で成立し、議事は出席役員の過半数の同意をもって決する。

第 11 条　総会は、毎年１回４月にこれを開く。ただし、随時これを開くことができる。
２　総会は、会長が召集し、その議長となる。

第 12 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 会費
(2) 資産から生ずる果実
(3) その他の収入

第 13 条　本会の経費は、会費及び寄付をもってこれに充てる。

第 14 条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

第 15 条　正会員は、会費一口４万円以上を原則として入学時に一括して支払うものとする。ただし、編入学生及び大学院生の会員は、会費一口２万円以上を原則として入学時に一括して支払うものとする。なお、大学院生の会員で、農学部から引き続いて会員となる場合の会費は、無料とする。
２　既納の会費は、返納しない。

第 16 条　予算及び決算等は、役員会の承認を経て総会で報告しなければならない。

第 17 条　会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 18 条　本規約の改正は、役員会の承認を経て総会で報告しなければならない。

第 19 条　本会の事務所は、香川大学農学部内に置く。また、本会の出納事務は理事（農学部事務課長）が担当する。

附　則
１　この規約は、平成 14 年 4 月 6 日から施行する。

２　この規約施行による在学生会員の会費については、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 13 年度入学生は３万円、平成 12 年度入学生は２万円を一括して支払うものとする。

附　則
この規約は、平成 15 年 4 月 6 日から施行する。

附　則
この規約は、平成 16 年 4 月 6 日から施行する。

附　則
この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 11 条第 1 項の大学院生の会員については、平成 22 年度入学者から適用する。

附　則
この規約は、平成 24 年 3 月 20 日から施行する。

附　則
この規約は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附　則
この規約は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。